



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 123 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)
- 124 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 125 " ( " )
- 126 " ( " )
- 127 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 ( " )
- 128 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 ( " )
- 129 日高川土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)
- 130 三谷井土地改良区の役員の就任 ( " )
- 131 保安林予定森林 (森林整備課)
- 132 " ( " )
- 133 " ( " )

- 134 瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間 (資源管理課)
- 135 基本測量の終了 (技術調査課)
- 136 公有水面埋立て工事のしゅん功認可
- 137 " ( " )

### ○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)

### ○ 諸報

公聴会の開催 (和歌山海区漁業調整委員会)

## 告 示

### 和歌山県告示第123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106855	株式会社大野	和歌山市出水133番地	大野哲治	訪問介護三楽	和歌山市出水133番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.2.1 (平成27.1.31)
3071400679	海南在宅福祉企業組合	海南市木津273	前田順司	ケアセンター和が家	海南市木津273	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.2.1 (平成27.1.31)
3070106848	株式会社成幸	和歌山市出島472番地の5	堀田健一	デイサービス成幸	和歌山市出島472番地の5	通所介護・介護予防通所介護	平成21.2.1 (平成27.1.31)
3071700185	有限会社農協自動車	紀の川市西脇176-6	宮本一男	さわやか福祉会	紀の川市西脇176-6	通所介護・介護予防通所介護	平成21.2.1 (平成27.1.31)
3072200862	株式会社翔栄	田辺市中万呂782番地の28	小川ひとみ	デイサービスセンターひなたの里	田辺市上芳養429番地	通所介護・介護予防通所介護	平成21.2.1 (平成27.1.31)
3072300548	株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404番地の9	近松文雅	通所介護事業所元気	新宮市三輪崎2丁目14番4号	通所介護・介護予防通所介護	平成21.2.1

						護	平成 27.1.31
3072500600	阿彌陀寺	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270	谷宏之	ドマーニ宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549	通所介護・介護予防通所介護	平成 21.2.1 平成 27.1.31

和歌山県告示第124号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120412	ヘルパーステーションかに	和歌山市築港2丁目11番地の2	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社H&Y	和歌山市築港2丁目11番地の2	平成 21.2.1	平成 27.1.31

和歌山県告示第125号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011400268	ケアセンター和が家	海南市木津273	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	海南在宅福祉企業組合	海南市木津273	平成 21.2.1	平成 27.1.31

和歌山県告示第126号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120404	ワークメイト	和歌山市三葛247 ケイエムビル1階	就労継続支援A型	特定なし	株式会社ワークメイト	日高郡印南町印南1741-1	平成 21.2.1	平成 27.1.31

和歌山県告示第127号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公

示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	変更事項	変更前			変更後			変更年月日
		事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	
3011700378	従たる事業所の追加	きのかわふるさと村	紀の川市西大井410-5	就労移行支援	きのかわふるさと村	紀の川市西大井410-5	就労移行支援	平成 21.2.1
				就労継続支援B型			就労継続支援B型	

					きずな福祉作 業場	紀の川市北勢田 755-1	就労継続支援 B型	
--	--	--	--	--	--------------	------------------	--------------	--

和歌山県告示第128号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき

公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
30317000 28	みんなの家	事業所の所在地	紀の川市古和田719-1	岩出市東坂本69-1	平成 21.1.1

和歌山県告示第129号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原306番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山681番地1
理事	竹田啓一	御坊市湯川町財部325番地3
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部542番地
理事	北岡俊彦	御坊市蘭147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	立花正幸	日高郡美浜町大字和田3124番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	狩谷健造	日高郡川辺町大字小熊3483番地
理事	阪本準一郎	御坊市藤田町藤井2227番地
理事	中村幸弘	御坊市藤田町吉田131番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原141番地
理事	松本清造	御坊市島659番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
理事	大杉健治	御坊市野口1321番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
理事	津村興一	御坊市湯川町財部618番地
理事	森本末廣	御坊市島266番地
理事	林伸行	御坊市野口163番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原306番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山681番地1
理事	竹田啓一	御坊市湯川町財部325番地3
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部542番地

理事	北岡俊彦	御坊市蘭147番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井380番地
理事	谷亘	日高郡美浜町大字和田2993番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田225番地
理事	狩谷健造	日高郡川辺町大字小熊3483番地
理事	小池秀夫	御坊市藤田町藤井1994番地2
理事	阪本周次	御坊市藤田町吉田97番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原141番地
理事	松本清造	御坊市島659番地
理事	松本峰生	御坊市島415番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口1614番地
理事	大杉健治	御坊市野口1321番地
理事	小森一弘	御坊市野口856番地
理事	塩崎昭治	御坊市湯川町財部158番地
理事	中本利美	御坊市島728番地1
理事	林伸行	御坊市野口163番地

和歌山県告示第130号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	松岡茂夫	橋本市吉原849番地
理事	西川昌次	橋本市吉原700番地
理事	西川昇	橋本市三石台三丁目22番地の1-309
理事	西川三千治	橋本市吉原708番地
理事	山田信作	橋本市吉原619番地
理事	美濃喜代隆	橋本市吉原758番地
理事	田中好行	橋本市吉原559番地
理事	西川幸宏	橋本市吉原569番地
理事	吉田敏郎	橋本市吉原761番地の8

理事 吉田弘 橋本市吉原338番地  
 理事 吉田信弘 橋本市吉原226番地  
 監事 小嶋永二 橋本市吉原491番地  
 監事 田中齊 和歌山市神波30番地の50

和歌山県告示第131号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字押手字上横谷525の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上横谷525の1(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第132号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字下村649の1、649の2、650、650の1、659、660、661の1、670の1、670の2、675の1、675の2、676から678まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下村649の1・670の1・670の2・675の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第133号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町三尾川字中村1783、1784、1785の1、1786から1802まで、1803の1、1803の2、1804から1810まで、字下モ地1822
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第134号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海機船船びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を平成21年2月24日から平成21年3月10日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第135号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(高密度メッシュ標高データ作

<p>成作業) 2 作業期間 平成19年9月3日から平成21年1月7日まで 3 作業地域 県内市町村全域</p>	<p>地点 8の地点 7の地点から174度35分41秒 11.08メートル の地点 9の地点 8の地点から83度01分20秒 22.22メートルの 地点 10の地点 9の地点から128度01分42秒 4.24メートル の地点 11の地点 10の地点から173度02分05秒 67.47メー ルの地点 12の地点 11の地点から218度02分34秒 4.24メー ルの地点</p>
<p>和歌山県告示第136号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規 定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工 事のしゅん功を認可した。 なお、同条第3項の規定により、関係図書を由良町役場 において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧 に供する。 平成21年2月6日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 しゅん功認可を受けた者 (1)所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 (2)名称 和歌山県 (3)代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号 (4)代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸</p>	<p>(3)面積 2,118.92平方メートル 3 公有水面埋立免許の年月日及び番号 平成17年7月19日 16和歌山県指令漁第452号 4 しゅん功認可年月日 平成21年1月16日</p>
<p>2 埋立区域 (1)位置 和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並 びに同所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及 び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び12 77番地3の地先公有水面 (2)区域 次の1の地点から7の地点を順次直線で結んだ線及び7 の地点と8の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+1.63 メートル)における公有水面と既設工作物並びに陸地と の境界線、8の地点と12の地点を順次直線で結んだ線、12 の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8日付け和歌山県指令 漁第111号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面と の境界線(DL+1.72メートルにより決定)により囲まれ た区域 1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東経 135度06分24秒)から317度52分53秒 230.97メ ートルの地点 2の地点 1の地点から353度02分05秒 78.90メートルの 地点 3の地点 2の地点から83度02分05秒 3.10メートルの地 点 4の地点 3の地点から353度02分06秒 5.08メートルの 地点 5の地点 4の地点から263度01分20秒 5.60メートルの 地点 6の地点 5の地点から353度01分20秒 0.58メートルの 地点 7の地点 6の地点から263度01分20秒 44.02メートルの</p>	<p>和歌山県告示第137号 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の 規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。 なお、同条第3項の規定により、関係図書を由良町役場 において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧 に供する。 平成21年2月6日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 しゅん功認可を受けた者 (1)所在地 和歌山県日高郡由良町大字里1220-1 (2)名称 由良町 (3)代表者住所 和歌山県日高郡由良町大字衣奈171番地 (4)代表者氏名 由良町長 畑中雅央</p> <p>2 埋立区域 (1)位置 和歌山県日高郡由良町大字衣奈字戸津井坂43番地7並 びに同所字の、浦42番地5、2番地1、2番地2、2番地3及 び1番地並びに同所字端綱掛1276番地、1276番地1及び 1277番地3の地先公有水面 (2)区域 次の1の地点から5の地点を順次直線で結んだ線及び 5の地点と6の地点を結ぶ平成16年秋分の満潮位(DL+ 1.63メートル)における公有水面と既設工作物並びに 陸地との境界線、6の地点と1の地点を結ぶ平成3年8月8 日付け和歌山県指令漁第111号の免許に係る埋立ての埋 立区域と公有水面との境界線(DL+1.72メートルによ り決定)により囲まれた区域 1の地点 衣奈港A防波堤灯台(北緯33度59分25秒、東</p>

経135度06分24秒)から312度27分07秒 246.22

メートルの地点

2の地点 1の地点から38度02分34秒 4.24メートルの地点

3の地点 2の地点から314度59分31秒 67.47メートルの地点

4の地点 3の地点から308度01分42秒 4.24メートルの地点

5の地点 4の地点から263度01分20秒 22.22メートルの地点

6の地点 1の地点から263度03分03秒 29.05メートルの地点

(3) 面積

3,108.85平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成17年7月19日 16和歌山県指令漁第453号

4 しゅん功認可年月日

平成21年1月16日

公 告

入 札 公 告

役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成21年2月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び番号

平成21年度 案件番号02091003522号

(2) 調達役務の名称

和歌山県広報誌「県民の友」印刷業務

(3) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 納入場所

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に記載されている者であ

ること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県出納局総務事務集中課

(2) 期間

平成21年2月6日(金)から平成21年3月17日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県出納局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成21年3月24日(火)午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年3月24日午前10時までに、出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は次のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成21年3月23日(月)午前9時から同年3月24日(火)午前10時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

入札は、1部当たりの単価で行う。また、落札者の決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県出納局総務事務集中課  
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2294
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否  
否

- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する  
場合がある。この場合において、調達手続を停止等  
することができる。

- (6) この入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1 Unit
- (2) Time limit for tender : 10:30a.m. 24 March 2009
- (3) Contact point for the notice : Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585  
TEL 073-441-2294

諸 報

公 告

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)一部改正に伴う委員会指示について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、委員会指示案は、平成21年2月6日から2月13日まで当委員会事務局、和歌山県農林水産部水産局資源管理課及び各振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本秀春

1 日時及び場所

平成21年2月16日(月)午後3時30分から

和歌山市雑賀屋町東ノ丁33

信漁連会館 3階 大会議室

2 案件

遊漁者によるまき餌釣りに関する委員会指示について

3 口述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話番号(073)432-4111 内線番号 3015